

四、運営委員と紀要編集委員は兼任することができる。

五、会計委員のうち一名は運営委員の中から互選し、もう一名は紀要編集委員の中から互選する。

(役員任期)

第九条 役員任期は次の通りとする。

一、会長は、歴史文化学科長在任中とする。

二、運営委員、紀要編集委員、会計委員は二年とする。ただし再任は妨げない。

(最高議決機関)

第十条 第一号会員による会議を本会の最高議決機関とし、本会則の改正はこの会議の議決によるものとする。

(会計年度)

第十一条 本会の会計年度は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

付則

一、本会の事務担当者を幹事と称し、本学歴史文化学科助手の中から、会長が委嘱する。

なお会長は、第二号及び第四号会員の中から、幹事の補助者(学生幹事と称する)を委嘱することができる。

二、本会への入会手続きおよび会費納入方法については別途定める。

三、本会則は平成十五年四月一日から施行する。

『昭和女子大学文化史研究』投稿規定

① 投稿資格は会員とします。

② 投稿は四〇〇字詰原稿用紙に換算して以下の枚数(図・表・注を含む)でお願いします。

論説(六〇枚以内) 研究ノート・資料紹介(三〇枚以内)

書評(一〇枚以内)

枚数をオーバーした場合は、その費用を著者に負担していただくことがあります。

投稿の際はフロッピーディスク(テキスト形式)を提出し、打ち出し原稿を添付して下さい。

③ 図版・写真(モノクロ)の掲載は五点までとします。五点を超えた分についてはその費用を著者に負担していただきます。

④ 投稿に際しては、八〇〇字程度の要旨を添付して下さい。なお、要旨は返却しません。

⑤ 投稿原稿には、英文の題名を添えて下さい。なお、論説に限り、二百ワードの外国語の要旨を付けることができます。

⑥ 掲載原稿の転載に関しては、必ず当学会の承諾を得て下さい。

⑦ 掲載原稿は、電子化およびインターネットでの公開を許諾したものと扱います。

なお、論文の採否・掲載順序等に関しては編集委員会にお委せ下さい。